

吉沢章子委員 おはようございます。私は一問一答で、1 番目、町内会・自治会への支援について、2 番目、病院事業等について伺ってまいります。

まず、町内会・自治会への支援について、市民・こども局長、財政局長に伺います。歳出の 11 款 1 項 1 目区政総務費ほかに関連して伺います。町内会・自治会は、本市にとって市民協働の最大のパートナーであると言っても過言ではないくらい、さまざまな役割を担っていただいております。と同時に、さまざまな問題も抱えております。今年度の重点事業に、住民組織活性化事業として 1,510 万円が予算計上されておりますが、その目的は、まさに町内会・自治会等におけるさまざまな課題の解決とあります。

市民・こども局長に伺いますが、加入率が上がらないことも問題の一つでございますけれども、加入促進における取り組みについて伺います。また、町内会・自治会館についてですが、今年度は耐震診断士派遣事業として 168 万円が計上され、今後、さらに改修費補助についても制度創設を目指して検討すると今議会で答弁をされています。大変よいことであり、推進していただきたいと思いますが、片や町内会・自治会館を持たないところも数多くございます。そこで伺いますが、町内会・自治会の総数と施設を有する数についてお示しください。あわせて町内会・自治会館の取得及び維持に対する優遇措置について伺います。

菊地義雄市民・こども局長 町内会・自治会への支援等についての御質問でございますが、町内会・自治会は、地域コミュニティの核として、その活動は、環境、福祉、防犯、美化など、市民生活にとって重要な役割を担っていただいているところでございます。近年、町内会・自治会の加入率の低下や役員の高齢化、役員のなり手がいないなどの課題がございます。加入促進における本市の取り組みについてでございますが、川崎市全町内会連合会と連携し、町内会活動の紹介や加入案内などを記載したパンフレットを作成し、各区役所に転入手続に来られた方へ配布をしております。また、現在、区役所と連携し、県宅地建物取引業協会各支部に御協力をいただき、転入者への手続案内とともに、町内会・自治会への加入をお勧めするチラシも配布する準備を進めているところでございます。なお、町内会・自治会活動を行うに当たり、会議の開催例や規約の実例、広報活動例などを記載し、町内会の運営に参考となるハンドブックも作成する予定でございます。今後につきましても、町内会・自治会活動の活性化に向けて、一人でも多くの方が町内会・自治会に加入していただけますようさまざまな手法を検討してまいりたいと存じます。

次に、町内会・自治会館についてでございますが、平成 20 年 4 月現在で、町内会・自治会の数は 645 団体ございますが、このうち、集会等が可能な施設を所有または共有している団体が 432 団体であり、409 の会館がございます。次に、会館取得や維持に当たっての支援等についてでございますが、町内会・自治会が会館を新築、購入、または改築する際には、建設資金融資制度により融資を受けることができ、さらに建設資金補助金制度により利子部分の補助をしております。また、維持に関しましては、一定の条件のもとで固定資産税等の減免制度がございます。以上でございます。

吉沢章子委員 御答弁ありがとうございます。今、お話をいただいたのがこれですね。町内会・自治会に加入しませんかと、これを各区それぞれに置いてくださるということで、これはもう実行されているということです。これは多摩区なんですけれども、多摩区は中がこのような本当にきれいな状況になっております。これは多摩区だけなんですけ

れども、ちょっと自慢させていただきます。ほかの区は同じデザインなんです、この後ろに多摩区の町内会・自治会の一覧が入っているということで、これは非常に有効な手だてになるのではないかと思います。これは本当にますますやっていただきたいなど、ことし 100 万円ついておりますけれども、お願いしたいと思います。

また、もう一つおっしゃっておいりました、宅地建物取引業者という宅建の不動産屋さんにこれを置いていただくということで、引っ越してきた方に町内会・自治会に入りませんかということで、本当に余りお金がかかっていないと思いますけれども、こういうことも御努力の一つかと思っておりますので、これもまた進めていただきますようお願いをさせていただきます。これは、以前は一部の区でしかなかった加入促進のパンフレットということですがけれども、全市で対応することとなったことも評価をさせていただきます。今後も加入率アップに向けて手法を検討されるということでございますので、市民の方からもアイデアを募るなど、協働での推進を期待して、要望させていただきたいと思っております。

町内会・自治会館についてでございますけれども、645 団体中 432 団体が所有しているとのことでありまして、残りの 213 団体は会館を持っていないということでございます。また、建設には助成がありますが、建てるにはまず土地が必要であります。例えば、多摩区のある町会は、長年会館を持つのが夢で、昭和 58 年から取得に向けた委員会を発足し、活動してきたそうでありましてけれども、その間、小学校内に建設が可能となっていよいよ夢がかなうかなと思ったやさきにわくわくプラザ事業が優先してしまっていて、そのときは断念をしたと。現在も確固たる活動拠点がない状態であるとのことで、自治会館を取得することは 26 年前からの悲願であるということでございました。

欲しいけれども場所がない、情報もないという状況は、ほかの自治会等でも伺うお話でございます。また、拠点を持たない自治会等では、市の広報紙を役員さんの自宅に置いているというお話も伺いました。活動拠点としての町内会・自治会館取得を希望する自治会等に対して、市として何らかに対応すべきであると考えます。土地等市有財産の処分及び貸与可能なスペースについての優先的な情報開示とルール策定及び窓口が必要であると考えます。市有財産の有効活用の観点からも有効であると考えますが、見解を財政局長に伺います。

浮揚庸夫財政局長 市有地の処分情報についての御質問でございますが、行政として利用する目的がなくなった市有地につきましては、新たな目的での利用について検討し、その結果、利用の可能性がないと判断されたものにつきましては、公有地総合調整会議等において処分等の方針を決定しているところでございます。処分することと決定いたしました市有地につきましては、翌年度の処分予定箇所として「予算案について」において情報を公表しているところでございます。また、本市のホームページ上において、予算成立後に処分予定の案件を表示して情報提供しているところでございます。なお、町内会・自治会が会館用地を必要とし、市の処分予定地と整合がとれた場合には、随意契約による有償処分は可能と考えているところでございます。

しかしながら、貸し付けにつきましては、処分予定物件は売却を原則としていることや地域内に市有地がある団体とない団体との間の公平性を保つという観点から、特定の自治会等に貸し付けることは難しいものと考えております。いずれにいたしましても、市有地

の処分についての地域に対する情報開示などのルールづくりを早期に関係局とも検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

吉沢章子委員 まずは、地域に対して優先的な情報開示とルールをつくる、早期に関係局と検討するとのことでございます。遊休地を管理するだけでも管理費はかかりますが、自治会などと合意の上で花壇にしたり防災倉庫を置いたり、提供することによる有効活用もこのルールでのメニューとなり得るわけであります。私は、思いやりのもとに対等である対象をパートナーと呼ぶのではないかと考えております。どちらかがどちらかにおんぶにだっこでは成り立ちません。そのような意識のもと、市民協働のパートナーと位置づける町内会・自治会に対して、よりよいあり方を示していただきますよう、財政局長、市民・子ども局長、関係局長に要望いたしたいと思っております。

次の質問に移ります。次に、**病院事業等について**、市長、健康福祉局長、病院局長、病院事業管理者に伺います。平成 21 年度病院事業会計として 466 億 198 万 7,000 円が計上されております。順次伺ってまいりますが、まず、先般報道のあった聖マリアンナ医科大学による補助金の不正使用における本市への影響について伺います。本市は、現在までも同病院に年間約 1 億 7,000 万円の補助金を拠出しており、平成 21 年度はいよいよ総合周産期母子医療センターの同病院内開設に向け 2 億 1,000 万円、さらに運営費の一部を助成する新生児集中治療管理室運営補助金として 3,000 万円を予算計上しております。今議会で議決するわけですけれども、率直に言って大丈夫なのでしょうか。見解を健康福祉局長に伺います。

長谷川忠司健康福祉局長 総合周産期母子医療センターについての御質問でございますが、総合周産期母子医療センターにつきましては、本市の周産期救急医療の充実を図るため、平成 21 年度聖マリアンナ医科大学病院に整備を予定しているところでございます。このたびの聖マリアンナ医科大学における厚生労働科学研究費補助金につきましては、研究者個人に対して交付されるものでございますが、平成 20 年 11 月に実施された会計検査院による公的研究費に係る実地検査の結果、経理に不適正な処理があるとの指摘を受け、聖マリアンナ医科大学では、同年 12 月に調査委員会を設置し、調査した結果、平成 19 年度以降の公的研究費については不適正な処理が認められなかったと伺っております。また、本市の補助金の経理につきましては、適正に執行されていることを確認しております。こうしたことから総合周産期母子医療センターの整備につきましては予定どおり進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

吉沢章子委員 次に、病院局長に伺いますけれども、多摩病院についてでございますけれども、聖マリアンナ医科大学病院が指定管理者でありますけれども、今回の事態が協定に触れる可能性があるのか、また触れた場合はどうなるのか、見解を伺います。

木村 実病院局長 指定管理者としての聖マリアンナ医科大学との協定についての御質問でございますが、本市と聖マリアンナ医科大学の間では、多摩病院の管理運営に関し基本協定等を締結しているところでございますが、このたびの同大学学長等の補助金不正使用がこの基本協定等に直接抵触することはないものと考えております。今後、今回の報道に関する事実関係や国の動向等を見きわめた上で、必要があると認められる場合には適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

吉沢章子委員 それでは、市長に伺います。昨日、聖マリアンナ医科大学病院の明石理

事長が市長を訪問されたそうですけれども、その理由と内容について伺います。

阿部孝夫市長 聖マリアンナ医科大学についてのお尋ねでございますが、昨日、明石理事長がお見えになりまして、今回の事件の報告と本市に対する謝罪がございました。内容は、聖マリアンナ医科大学では、会計検査院による指摘を受け、学内の調査委員会を設置して調査を行い、不適正な経理処理を行った前学長を解任したとのことございました。また、今後につきましては、教員の意識改革を図るとともに、補助金執行の一層の適正化を図るとのことでございます。私からは、聖マリアンナ医科大学がこのような不祥事を起こしたことは非常に残念であること、さらに、再びこのような事態を起こすことのないよう要請をしたところでございます。以上でございます。

吉沢章子委員 ありがとうございます。市長の要請のとおりであると思っておりますけれども、これはだれに要望ということではないんですけれども、待ち望まれている総合周産期母子医療センターや多摩病院など、本市医療の担い手として、まさにパートナーである聖マリアンナ医科大学病院におかれましては、市民の信頼を得るに足る病院として、しっかりと自覚を持っていただきたいと議会側としても申し上げておきたいと思っております。

続けて病院局長に伺います。今、公立病院のあり方が問われております。国のガイドラインに従って、第 2 次川崎市病院事業経営健全化計画が示されました。国の方針は、端的に言えば 3 年間で黒字化を目指せという趣旨であります。本市の計画では、川崎病院について、計画期間内に黒字化を目指すとなっております。平成 21 年度から黒字に転じる計画の収益増加の根拠については我が党の代表質問で伺いましたけれども、他方、赤字をどう減らしていくかが大きな課題となっております。赤字の原因としては、抜本的には高コスト体質が挙げられますが、川崎病院、井田病院ともに収益の足を引っ張っているのが、診療報酬請求が書類の不備によって検査機関から戻される、いわゆる査定返戻でございます。この件は議会でも問題視された経緯がありますけれども、さらに伺いたいと思っております。川崎病院、井田病院の平成 19 年度の査定返戻率、月平均額及び年間累積額をお示してください。また、最終的に年度内に計上できなかった金額はおおむね幾らなのか、病院局長に伺います。

木村 実病院局長 レセプトの査定返戻についての御質問でございますが、病院の診療行為に対して適正な診療収入を確保することは、病院経営の基本と考えているところでございます。しかしながら、川崎市立病院では、診療報酬算定ルールの適用誤り等で減点される査定や記載事項の不備等により審査支払い機関から一時的にレセプトが医療機関に戻される返戻が従前に比べて増加している状況にございます。査定と返戻を合わせて積算いたしますと、平成 19 年度におけるその率は、調定額に対して川崎病院 7.11%、井田病院 2.71%、月平均の金額では川崎病院 8,138 万 7,000 円、井田病院 1,116 万円、単純に合計いたしますと、年間では川崎病院 9 億 7,664 万円、井田病院 1 億 3,392 万 3,000 円となっております。これらのうち返戻されたレセプトについては、内容を再確認した上で必要な修正を行い、再び審査支払い機関に提出することとしておりますが、最終的に年度内で処理し切れず、平成 19 年度の収益として計上できなかった金額は、おおむね川崎病院 1 億 1,000 万円、井田病院 4,600 万円となっております。以上でございます。

吉沢章子委員 平成 20 年度は、4 月から 12 月のデータのみで概算でございますけれども、査定返戻率は川崎病院で 6.26%、井田病院でも 3.3%であります。査定と返戻とは本

来区別されておりますけれども、そのうち返戻レセプトについては、内容を再確認して再請求されているとのことです。これがまた二度手間、三度手間になっておりまして、これがさらに無駄な人件費を生んでいるわけでございます。

返戻率については算出しにくいので、査定率を伺いました。査定支払い機関での減点がおおむねそのまま病院の減収に反映するのが査定率ということでございますけれども、算出すると両院とも 1%に近い数字になるということでございます。査定率の目標が 0.3%と言われる中、この状態はまさに異常としか言えません。目標値からほど遠い現状ですが、原因と改善策及び今後の目標値について、病院局長に伺います。

木村 実病院局長 診療報酬請求事務の改善等についての御質問でございますが、診療報酬請求事務は、専門的知識と経験を身につけたスタッフが、毎月、担当医師等へ必要な確認などを行いながら適正なレセプトの作成を行う必要がございます。特に川崎病院においては、取り扱うレセプト件数が膨大であること、複数の診療科にまたがる複雑な算定業務が多いこと、さらに 3 次救急患者を初めとする重症患者を多く含むことなどから、高度の専門性を要する診療報酬請求事務となっており、病院局と医事業務委託業者を含む病院現場が一体となって取り組む必要があると認識しているところでございます。

改善策といたしまして、川崎病院では、本年 2 月から診療報酬請求専門員として非常勤嘱託員を 1 名増員し、従来からの 2 名と合わせ、専門員を 3 名体制といたしました。また、特に高額な診療報酬となる手術に関する請求につきましては、本年 1 月からレセプト提出前の内容点検を専門業者に委託し、一定の成果を上げております。その他、請求事務の改善や精度向上に資するため、毎月、医事課職員と受託業者の職員が審査支払い機関に出向き、レセプトの不備等について指導を仰いでいるところでございます。さらに、病院の担当職員と委託業者との役割分担を明確にした上で、診療報酬請求に係る執行体制の整備、強化を図るほか、専門的知識や実務経験を有する者の積極的な活用や人材育成などについても検討を進めているところでございます。

今後の目標値として、返戻レセプトについては、基本的に年度内に再請求することを目指しており、診療報酬請求が減額される割合、いわゆる査定率については、一般に 0.3%から 0.5%の間に抑えることが目安と言われる中、これをかなり上回っている実態があるため、早急に適正な水準に戻すことを目標として、業務改善に取り組んでまいります。以上でございます。

吉沢 章子委員 健全化計画に診療報酬請求の適正化という項目がございます。査定や返戻、請求漏れの縮減を図り、収入の確保に努めますとございます。査定返戻の縮減は、最も縮減すべき請求漏れを減らすことにつながります。これこそが重要であると考えております。問題点が明らかになることにより、改善点が見えてまいります。現在鋭意取り組んでおられることがうかがえますけれども、さらに高い意識を持って強力で推進していただきますよう要望させていただきます。

次に、病院事業管理者に伺います。井田病院についてでございますけれども、国が示す 3 年以内の黒字などとてもあり得ない状況で、計画でも、純損益で平成 21 年マイナス 5 億 7,900 万円余、平成 22 年マイナス 3 億 7,000 万円余、平成 23 年マイナス 2 億 7,300 万円余であります。これは、かなりの希望的観測であると考えます。建てかえ中で減るであろう入院・外来患者数とも増加を見込んでの数字であります。ここまで希望的に見ても、

現在、川崎病院の内部留保資金を使わなければ立ち行かない状態の井田病院は、不良債権そのものと言っても過言ではないと思います。普通の経営者であれば建てかえをやめて撤退するでしょうけれども、しかしながら、公立病院の使命として存続を選択している今、計画のさらなる収れんが不可欠であると考えます。診療科目を見直すなども選択肢の一つと考えますけれども、現状の認識と井田病院再編整備計画の再考について見解を伺います。

また、井田病院、川崎病院とも、国のガイドラインの中で厳しい運営を迫られています。国は 3 年間で黒字化しなければ、次の 5 年間で経営形態の見直しを検討せよとしておりますけれども、本市では計画期間内は直営でとしております。独法化など議論のある中で直営を選択する理由について伺います。最後に、川崎病院、井田病院のあるべき姿について、病院事業管理者の御見解を伺いたいと思います。

秋月哲史病院事業管理者 井田病院の今後の運営などに関する御質問でございますけれども、初めに、井田病院の現状認識についてでございますけれども、井田病院は、地域の中核病院といたしまして、がん等の成人疾患医療を中心とし、結核医療、緩和ケア医療を提供する専門性の高い病院といたしまして、地域住民の要望にこたえてまいりました。しかしながら、医師不足や施設の老朽化などのため、外科的処置、手術の減少により、経営的には大変厳しい状況下にあると言えます。強く認識しているところでございます。次に、井田病院再編整備計画についてでございますけれども、本計画におきましては、がん等の高度、特殊な医療、成人疾患医療、2 次救急医療などの機能強化を基本方針として定めております。

次に、井田病院、川崎病院のあるべき姿についてでございますけれども、自治体病院として、井田病院、川崎病院ともに市民に必要な医療を継続的にかつ安定的に提供していくことが責務と考えております。そのためには、優秀な医療従事者の確保と手厚い人員配置、また、病院局長の答弁にもございましたように、現在両病院で最も欠けていることは、医療事務専門職員の欠如でございます。これら専門職員の人材確保と人材育成を図ることにより経営改善に取り組むことが最重要課題と強く認識いたしております。川崎病院におきましては、断らない救急医療の確立、周産期医療など高度な急性期医療を提供してまいりたいと考えております。井田病院におきましては、地域がん診療連携拠点病院として、すべてのがん医療が完結するまち川崎を目指す体制づくりに引き続き努力しなければいけないと考えております。

最後に、経営形態についてでございますけれども、多くの自治体で公立病院の経営形態の見直しを取りざたされております。病院の経済性の追求と医療の公共性の追求は、ともすると二律背反の関係にあると思われれます。幸いにも、近年の診療報酬制度におきましては、公共性の高い医療分野に手厚く配分されつつありますので、川崎 140 万市民の医療を担う井田病院及び川崎病院においては、市民の御理解のもとに直営運営を維持させていただきたいと存じます。以上でございます。

吉沢章子委員 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。要望を申し上げたいと思います。私は、今回病院事業を取り上げる中で、赤字には許されざる赤字となすべき赤字があると考えました。黒字を追って経営の効率化ばかりに走れば、医療の心が置き去りになり、本来、人を救うべき病院がゆがんだ姿になります。一方、経営を無視するこ

とは、結果、破綻を来し、これもまた人を救うことができなくなります。許されざる赤字を減らし、なすべき赤字に投入すれば、今、管理者の表現された川崎病院は断らない救急医療の確立、また井田病院については、すべてのがん医療が完結するまち川崎と表現をされましたけれども、管理者の表現された川崎、井田両病院のあるべき姿を顕現する一助になるのではないかと私は考えております。

また、計画では、人材育成と患者サービスの向上を重要視されています。もとより、病院は不安を抱える人、痛んでいる人が来る場所であり、病院の従事者だれもが人の心に添えるような人材育成が必要であります。全国的にもそのような研修を実践し、成果が上がっている例はたくさんございますので、ぜひ研究して取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

また、患者サービスの向上、医療の質の向上、さらに安全性の向上に寄与するためには、医師以外でも__手厚い人材とおっしゃっていましたが__人材の確保が肝要であると私も考えております。7 対 1 の看護体制を実施する計画になっておりますけれども、ほかにも医療技術者の適正な配置が必要不可欠であると考えます。定数の改正が必要であります。私はこれもなすべき赤字の一つであると考えます。実現に向けて御努力いただきますよう要望させていただきます。

管理者には、病院事業への強い愛情と御決意を感じる御答弁をいただきました。今、申し上げた明快な目指すべき姿の実現に向けて、さらにさらに病院局一丸となって御努力をいただきますよう御要望させていただきます。質問を終わります。ありがとうございました。